

事業計画書の提出にあたってのお願い

- ・ 添付書類の表紙に「目次」を作成してください。
- ・ 既存施設の変更の場合は、「目次」の前に、変更理由、変更内容の新旧対照表を記した「変更概要」（参考例1）を添付してください。
- ・ 事業計画書の受付後、事業計画書（添付資料を含む）のPDFファイルを提出してください。
- ・ また、上記の資料に加えて、事業計画書の受付後おおむね1週間以内に、事業計画書を抜粋した資料を審査に必要な部数提出していただきます。抜粋する添付資料及び必要な部数は、担当職員からご案内します。スムーズな審査を行うため、資料にはページ番号を記入するか、又はインデックスによる付番をしていただくようお願いします。

事業計画書の記入項目について

施設の名称

固有名称等を記入する。名称等が未定のときは「〇〇（会社名等）（産業 or 一般）廃棄物中間処理施設」としてもよい。

施設の設置場所

土地登記簿謄本に従って設置場所の町名、字名、地番等を正確に記入する。なお、地番が多数あるときは、代表地番 外 何筆 としてもよい。

（例）1番地の1，1番地の2，1番地の3，1番地の4，1番地の5，1番地の6 の全部で6筆ある場合は、「1番地の1 外5筆」としてもよい。

土地所有者氏名・住所

自己所有、借地に関わらず土地登記簿謄本の所有者を記入する。所有者が多数ある場合は、「別紙のとおり」として、所有者リストを添付してもよい。

面積

添付書類の(3)求積図の数値を転記する。（小数点以下第2位まで）

地目

土地登記簿謄本に従って記入する。複数の地目がある場合は、合計が面積と合致すること。

取扱廃棄物名

取り扱う廃棄物の名称を正確に記入する。

運転時間

処理施設の稼働時間を記入し、実稼働時間帯を併記する。

（例）午前8時～午後5時、9時間稼働

※ 処理施設を稼働し得る時間とし、原則、作業時間中は施設を稼働し続ける前提で計算する。例えば、昼休み等の休憩時間も施設稼働時間として算定する。

廃棄物最大保管量、廃棄物保管面積、廃棄物の保管の高さのうち最高のもの

処理前と処理後の廃棄物保管量の合計（小数点以下第2位まで）、保管場所の面積の合計（小数点以下第2位まで）、屋外で容器を用いずに保管する場合は保管の最高高さをそれぞれ記入する。

都市計画内容

地域・地区等は横浜市ホームページで閲覧できる行政地図情報提供システム等で確認する。

搬入道路

主要な幹線道路又は交差点等から施設入口までの概ねの距離及び幅員（歩道含む）を記入し、また、道路の拡幅等を計画している場合は、計画欄にも記入する。

廃棄物の搬入及び搬出の時間並びに方法に関する事項

搬入及び搬出の時間帯等を記入する。

交通量

1日当たりの計画発生交通量を搬入、搬出それぞれについて車種別に記入する。なお、発生交通量が極めて少なく、1日に換算できない場合は1週間または1ヶ月当たりの交通量でもよい。

関係法令等の規制

申請に当たって規制を受ける主な関係法令の名称を記入する。

公害防止対策

騒音、振動、粉じん、大気汚染等の公害防止対策について概要を記入する。

防火対策

防火対策について概要を記入する。

囲い等の方法

人の立ち入りや廃棄物の飛散を防ぐための囲いについて、その構造や高さなどを記入する。

付帯設備等

処理施設に付帯している設備等があれば記入する。

人員の配置

当該施設で処理に従事する人員の人数を記入する。事務員等は人数に含めない。

技術管理者又は廃棄物処理管理者

設置許可対象の施設においては技術管理者の氏名、その他の施設においては処理業務を適切に行うために選任する廃棄物処理管理者の氏名を記入する。

(中間処理施設の場合) 処理方式

廃棄物の処理方式を簡単に記入する。(例) 焼却、破碎、切断、圧縮、溶融、中和等

(中間処理施設の場合) 火格子面積

焼却施設を設置する場合のみ記入する。

(中間処理施設の場合) 処理能力

処理方式ごと、品目ごとに処理能力を記入する。(原則、小数点以下第2位まで)

(中間処理施設の場合) 処理後の廃棄物の処分方法

該当区分を○で囲み、処分方法を簡潔に記入する。

※ 自家処分：当該施設で処理された廃棄物を自社施設で更に中間処理又は埋立処分すること。

※ 委託処分：当該施設で処理された廃棄物を他の処理業者に委託して処分すること。

(積替・保管施設の場合) 積替・保管の方法

作業の概要を記入する。(例) 品目別のストックヤードで保管した後搬出する。

(積替・保管施設の場合) 保管期間

平均的な保管日数を記入する。

(積替・保管施設の場合) 廃棄物の搬出先

積替え後の主な運搬先を記入する。

(最終処分場の場合) 埋立容量、廃棄物容量、覆土容量

埋立処分の用に供される場所の容量、その容量に含まれる廃棄物、覆土の各容量を記入する。

(最終処分場の場合) 埋立期間、日平均搬入量

埋立可能と予測される期間、予定している1日あたりの平均搬入量を記入する。

(最終処分場の場合) 跡地利用方法

予定している利用方法があれば記入する。

(最終処分場の場合) 公共水路・公共道等の改廃

公共の水路又は公道の改廃を伴うか否か、該当する方を○で囲む。

添付書類の詳細

添付書類	説明	備考
1 位置図及び施設付近の見取り図（縮尺 1/2500 又は 1/1500、申請区域を明示）	<ul style="list-style-type: none"> ・市販の地形図（1/2500）や住宅地図（1/1500）等とします。 ・用途地域等が確認できる都市計画図（本市ホームページにある i マップから出力）を添付します。（参考例 2） ・最終処分場の場合は、(1)縮尺・方位、(2)最終処分区域（赤色）、(3)搬入道路の名称及び位置（茶色）、(4)河川等の名称及び位置（青色）、(5)公共施設等目標となる施設、(6)町内会（又は自治会）の区域（色分け）、(7)申請区域外 200m間の周辺居住者、を記入します。 	
2 公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請地が含まれる範囲の公図の写しとし、対象範囲が分かるよう色分け等を行います。 ・申請地に関わる全ての土地及び建物の登記簿謄本を添付し、地目、地番、所有者等が計画書と一致していることを確認してください。 ・公図および登記簿謄本の有効期限は、発行日から 3 ヶ月以内です。 ・最終処分場の場合は、(1)縮尺・方位、(2)最終処分区域（赤色）、(3)埋立地区域の境界線（紫色）、(4)搬入道路（茶色）、(5)道路敷、水路敷、国有地等（色分け）、(6)申請区域及びその隣接する筆の番地、地目、地積並びに土地の所有者名及びその住所を記入します。 	
3 求積図（計算書を添付）	<ul style="list-style-type: none"> ・登記されている地籍測量図等とします。 ・求積図の面積と登記簿の公簿面積が一致しない場合、当課と協議して事業計画書の面積を決定します。 ・最終処分場の場合は、(1)縮尺・方位、(2)最終処分区域（赤色）、(3)埋立地区域の境界線（紫色）、を記入します。 	
4 施設及び各設備の仕様書等	<ul style="list-style-type: none"> ・処理に用いる施設及び付帯設備の仕様書（機能、寸法、材質等が記載されているもの）とします。 	カタログ等の使用可
5 現況平面図（測量図を基に作成し、建物平面図、立面図、断面図、構造図を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設置前（既存施設の変更の場合は変更前）の現況を示すものとします。 ・最終処分場の場合は、(1)縮尺・方位、(2)最終処分区域（赤色）、(3)埋立地区域の境界線（紫色）、(4)申請区域内及びその周辺の道路、水路、河川等の位置及び状況、(5)申請区域外 7.5m間の民家等の状況、(6)現況地盤高を記入します。 	
6 施設計画図（平	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設置後（既存施設の変更の場合は変更後）の図面（変 	

<p>面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書を含む)</p>	<p>更箇所は色分け) とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場の場合は、埋立前及び埋立終了後の計画図がそれぞれ必要です。 ・処理に用いる施設及び付帯設備の設置場所、廃棄物の保管場所、保管方法、展開場所、事務所並びに駐車場等の位置を示してください。 ・建築物の新築等や擁壁等の工作物の設置等がある場合は、その図面も添付します。 ・給排水系統図（上下水道の配管図、油水分離槽、雨水貯留槽、粉じん防止のための散水設備等）及び消防設備図（消火器、誘導灯、火災報知器の位置等）も添付します。 ・最終処分場の場合は、上記に加えて、埋立前の計画図中に(1)縮尺・方位（現況平面図と同じにすること）、(2)最終処分区域の境界線（赤色）、(3)埋立地区域（紫色）、(4)囲い等、表示、地滑り防止工、沈下防止工、雨水等集排水設備、地下水検査孔、管理事務所、洗車設備、場内道路、消火設備、防災設備、公害防止設備、擁壁、盛土、切土、保有水等集排水設備、浸出液処理設備、保有水等調整池、展開検査場、飛散防止設備、基準高、区域杭、遮水工、通気装置その他の設備の名称、位置、構造、規模等、(5)計画地盤高、(6)縦横断線の位置及び符号を記入し、埋立後の計画図中に(1)縮尺・方位（現況平面図と同じにすること）、(2)最終処分場区域の境界線（赤色）、(3)埋立地区域の境界線（紫色）、(4)雨水等集排水設備、保有水等集排水設備、道路、水路、擁壁その他の構造物の名称、位置、構造、規模等、(5)法面の位置、勾配等、(6)遮水工の範囲、(7)跡地利用計画（農地部分、緑化部分等を色分けすること）、(8)計画地盤高、(9)縦横断線の位置及び符号、(10)単距離、追加距離、(11)土量計算の根拠となる各地盤高における断面積（200mごとに作成、土量計算書を添付）を記入します。 	
<p>7 処理工程図</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品目ごとに処理の流れが分かるものとし、主要な排出事業者及び搬出先を明記します。(参考例3) ・搬出先が廃棄物処理業者の場合、搬出先の廃棄物処理業許可証の写し及び処理施設の概要を添付してください。 	
<p>8 廃棄物の保管場所、保管方法及び保管量を明らかにする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品目ごとに、保管量及び保管面積の計算根拠が分かる平面図・断面図・計算書を添付してください。また、計算結果は一覧にしてください。 	

書類	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、保管量の単位は m^3、保管面積の単位は m^2 とし、小数点以下第2位まで表記してください。 ・法の保管基準が遵守されているとともに、“6 施設計画図”の図面との整合性が取れていなければなりません。 ・廃棄物の重量から容量を算出する場合は、比重換算表を添付してください。なお、比重換算表は環境省、日本廃棄物処理振興センター等の公的機関が公表する資料 又は事業所の実態に則した比重を証明する資料（実測データ）とし、ここで用いた比重は、“9 施設の処理能力を明らかにする書類”に用いる数値と同一とします。 ・産業廃棄物については、法の保管基準である最大保管量を超過していないことを確認する資料を添付してください。（参考例4） 最大保管量の確認は、保管量の単位を処理能力の単位と揃えて確認することとし、処理前、処理後の保管量の合計値を最大保管量とします。 ・複数品目が混合した廃棄物を保管する場合は、総量に対して品目ごとに想定した割合を乗じて、品目ごとの想定保管量を算出します。 	
9 施設の処理能力を明らかにする書類	<ul style="list-style-type: none"> ・処理方式ごとに施設の処理能力を証明する計算書及び寸法が分かる図面を添付してください。なお、図面には機械の型式等を明記します。 ・同じ処理方式であっても、処理品目ごとに処理能力を計算します。なお、事業計画書の処理能力及び許可申請等に記載する処理能力は算出した値の最大値です。 ・処理能力は施設ごと、品目ごとに一覧表にしてください。 ・処理能力の単位は、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ等は m^3/日、その他の廃棄物は t/日とし、原則として小数点以下第2位まで表記してください。 ・処理能力は、1時間あたりの処理能力×施設稼働時間で計算します。なお、施設稼働時間が8時間未満の場合は8時間で換算、8時間以上の場合は実稼働時間を施設稼働時間として計算します。 (例) 8時から17時まで稼働 ⇒ 9時間 ・計算式に係数や比重を用いる場合は、その根拠となる資料（詳細な実験データ等）を添付してください。 	計算にあたり疑義がある場合は当課と協議の上、処理能力を決定します。
10 (最終処分場の場合) 周囲の地形、地質及び地下水の状況を	<ul style="list-style-type: none"> ・書面及び図面には、(1)最終処分場区域の境界線（赤色）、(2)埋立地区域の境界線（紫色）、(3)調査位置、(4)各地層の断面（色分け）、厚さ、標高等、(5)地下水位、(6)不透水 	

明らかにする書面及び図面	層の位置(色分け)を記入し、不透水層の厚さ等がわかる土質試験の報告書を添付してください。	
11 (最終処分場の場合) 排水施設計画図及び計算書	・計画図には、(1)縮尺・方位(現況平面図と同じにすること)、(2)最終処分区域の境界線(赤色)、(3)流末水路整備区域(青色)を記入し、(1)埋立開始及び埋立終了後の最終処分区域及び流末水路整備区域における排水施設の名称、位置、種類、形状、構造及び規模が分かる図面、(2)放流先の河川等の名称及び断面構造が分かる図面、(3)保有水等調整池、浸出液処理設備及び遊水地等の名称、位置、構造及び規模が分かる図面並びに流量計算書、排水区画割平面図、官民境界査定図及び断面図を添付してください。	
12 (最終処分場の場合) 浸出液処理設備設計計算書及び仕様書	・(1)各層の構造、(2)平面図、(3)断面図、(4)各層の有効容量、(5)処理設備の能力(処理水量、原水水質、処理水質)、(6)能力の根拠となる計算書、(7)処理流れ図とします。	
13 (最終処分場の場合) 埋立処分及び災害防止に関する計画を記載した書類	(1)埋立方式、(2)埋立順序、(3)埋立法面の形状、(4)埋立高さ、(5)埋立処分の終了後に行う維持管理の内容、(6)廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項、(7)公共水域及び地下水の汚染の防止に関する事項、(8)火災の発生の防止に関する事項を記載します。	
14 管理体制系統図	・(1)平常、夜間及び異常事態発生時における社内の連絡及び指揮系統、(2)技術管理者等及び各部署の責任者氏名及び連絡先等を記載します。 ・緊急事態発生時においては、警察、消防等の他、当課など関係する部署の連絡先を含めます。	
15 施設の維持管理に関する計画を記載した書類	・公害対策等を含む施設の維持管理計画書とします。 ・一連の作業における作業手順、注意点及び安全対策等を含みます。 ・処理に伴い排ガス又は排水が生ずる場合は、(1)排ガスの性状又は放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとする数値、(2)排ガスの性状又は放流水の水質の測定頻度に関する事項を記載します。	
16 搬出入車両の搬出入経路及び交通量の算定根拠を示した書類	・主要な幹線道路又は交差点等からの搬出入経路を明示します。 ・搬出入経路に私有地が含まれる場合は、車両通行の承諾書及びその承諾書に押印した印鑑についての印鑑証明書印鑑証明書を添付してください。	
17 事業計画の説明経過等を記載した書	・申請地と隣接する土地及び向かい側(向こう3軒)の地権者及び事業者又は住民、その他本市が必要と認めた範囲	

類	<p>の事業者及び住民に対して、事業説明を行った際の議事録とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事録には、説明を行った日時、説明者及び相手の氏名、質疑及び意見等の内容を記載してください。 ・市販の地形図（1/2500）や住宅地図（1/1500）等に説明を行った相手の場所が分かるよう明示したものを添付してください。 ・工業団地地区等、事業者間で運用する協定等が存在する場合は、関係団体と協議し、その記録を添付してください。 	
18 関係部署との調整状況を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令等の所管部署等と協議及び手続き等を行った際の議事録とします。 ・議事録には、協議等を行った日時、協議先の担当者名、簡潔な協議内容、提出した又は提出予定の申請書等の名称等を記載してください。 	
19 土地及び建物の所有権又は使用权を有することを示す書類	<ul style="list-style-type: none"> ・借地等の場合は、土地及び建物の賃貸借契約書等の写し、売買契約書の写し又は承諾書（参考様式あり）とします。（借地等で処理用地を設置又は拡張する場合） ・上記書類に押印した印鑑についての印鑑証明書を添付してください。 	
20 その他必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法に基づく設置許可等が必要な施設の場合は、生活環境影響調査の結果 ・その他、関係法令等の所管部署等へ提出した書類の写しを求めることがあります。 	

変更概要

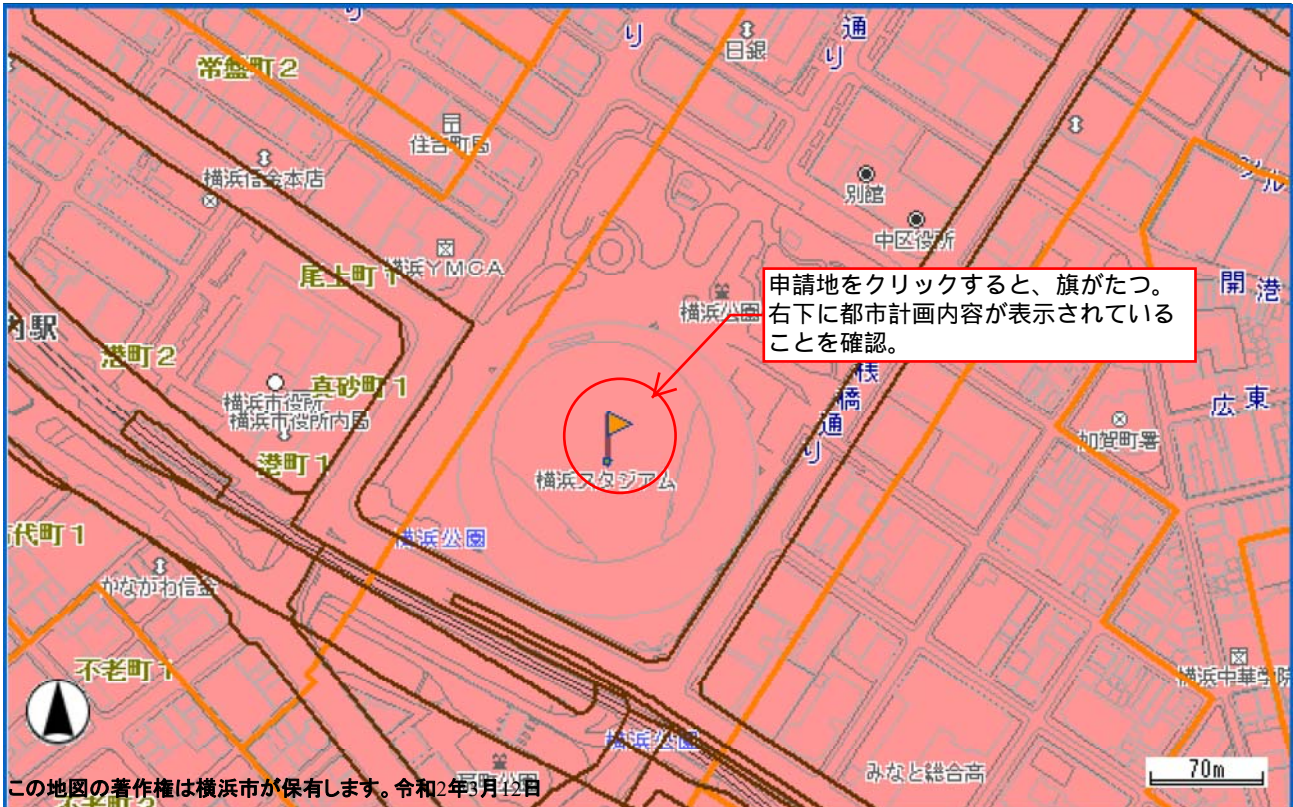
<変更理由>

〇〇〇〇のため、〇〇区〇〇町の中間処理施設内に、新たに破碎施設及び圧縮施設を導入し、取扱廃棄物の品目追加及び廃棄物保管場所の変更等を行う計画です。

<新旧対照表>

項目	変更前	変更後	備考
取扱廃棄物	廃プラスチック類	廃プラスチック類、 <u>木くず、金属くず、がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず</u>	4品目追加
処理方式	溶融	溶融、 <u>破碎、圧縮</u>	破碎、圧縮の追加
処理能力	溶融：4.20 t/日 (廃プラ)	<u>溶融：5.25 t/日 (廃プラ)</u> <u>破碎1：6.42 t/日</u> <u>(木くず、がれき類、ガラ陶)</u> <u>破碎2：3.32 t/日</u> <u>(がれき類)</u> <u>圧縮：70.00 t/日</u> <u>(廃プラ、金属くず)</u>	稼働時間延長に伴う能力増 破碎、圧縮の追加
最大保管量	100.31 m ³	<u>300.62 m³</u>	保管場所の増設
保管面積	40.21 m ²	<u>70.33 m²</u>	保管場所の増設
作業時間及び施設稼働時間	9時～17時 (8時間)	<u>8時～18時 (10時間)</u>	
交通量	搬入：4t車 5台/日 搬出：10t車 2台/日	搬入：4t車 <u>7台/日</u> <u>2t車 4台/日</u> 搬出：10t車 <u>4台/日</u>	

用途地域等



〈凡例〉

- 第1種低層住居専用地域
- 第2種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域(第7種高度地区)
- 商業地域(第6種高度地区)
- 商業地域(最低限1種高度地区)
- 商業地域(最低限2種高度地区)
- 準工業地域(第5種高度地区)
- 準工業地域(第7種高度地区)
- 工業地域(第5種高度地区)
- 工業地域(第7種高度地区)
- 工業専用地域
- 用途界
- 地番界(区域区分のみ)
- 地形地物界等(区域区分のみ)
- 最低限3種高度地区
- 市街化調整区域
- 都市計画道路
- 都市計画河川

下記の表示は、旗の根元の部分における内容です。

【都市計画による制限】

- 区域区分 : 市街化区域
- 用途地域 : 商業地域
- 建蔽率 : 80%
- 容積率 : 700%
- 高度地区(最高限) : 第7種高度地区
- 防火・準防火地域 : 防火地域
- 公園・緑地・墓園等 : 5・4・401 横浜公園
- 駐車場整備地区 : 中央地区駐車場整備地区
- 特別用途地区 : 横浜都心機能誘導地区(業務・商業専用地区)

【建築・造成等に関する制限】

- 建築基準法第22条区域(防火地域及び準防火地域を除く) : 建築基準法第22条による区域
- 駐車場条例の附置義務区域 : 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域

【地域まちづくりの計画等】

- 景観計画 : 景観計画(関内地区)
- 都市景観協議地区 : 都市景観協議地区(関内地区)

図面番号 : 117

図面番号(旧) : 110

注意:

【都市計画による制限】については、平成31年4月1日時点の情報です。

この図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用下さい。

横浜市 行政地図情報提供システム ご利用日時:[2020/03/12 11:35:55]

Copyright (C)2020 City of Yokohama. All rights reserved.

処理工程図(中間処理施設) 記載例

参考例3

①排出事業者名

②処理品目

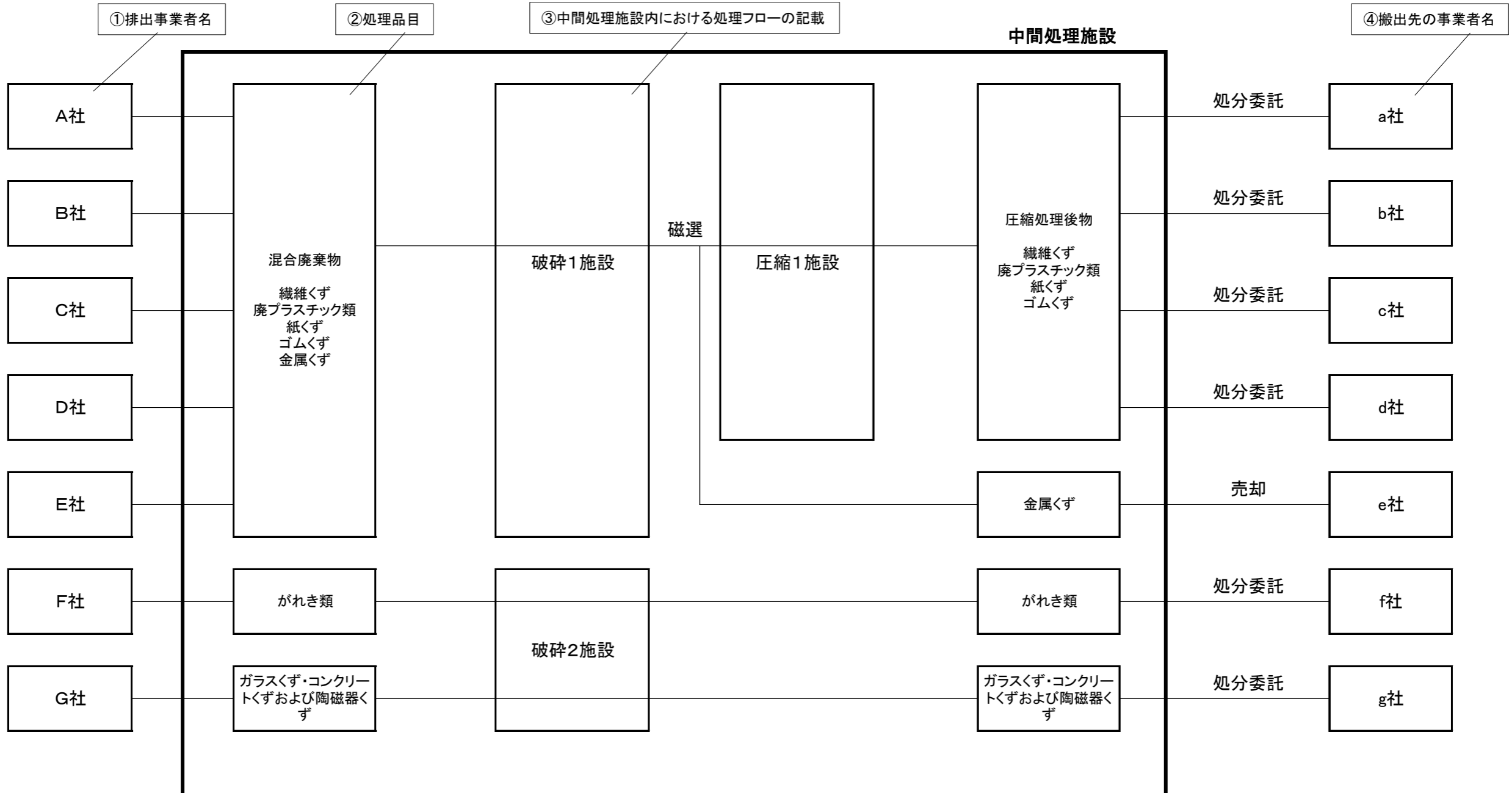
取扱い廃棄物品目は、
すべて列挙すること。

③中間処理施設内における処理フローの記載

処理施設の名称は、許可証に記載する施設名称とすること。

④搬出する事業者名

廃棄物処理業者に搬出する場合、適切な
業許可証等の写しを添付すること。



14日分の処理能力と最大保管量の比較【記載例】

参考例4

破碎工程【破碎施設が複数ある場合は処理能力を合算する】

品目	A: 処理能力※1 t/日	B: 嵩比重 ※ t/m ³	C: 処理能力 m ³ /日	D: 14日分処理能力 m ³	比較	最大保管量 m ³
廃プラスチック	5.20	0.35	14.86	208.04	>	68.22
木くず	4.60	0.55	8.36	117.04	>	32.54
がれき類	8.80	1.48	5.95	83.3	>	42.56

破碎処理前後の廃プラの保管量の合算

$$C=A \div B \quad D=C \times 14$$

圧縮工程【圧縮施設が複数ある場合は処理能力を合算する】

品目	処理能力 t/日	嵩比重 ※ t/m ³	処理能力 m ³ /日	14日分処理能力 m ³	比較	最大保管量 m ³
廃プラスチック	72.11	0.35	206.03	2884.42	>	40.03
紙くず	55.32	0.30	184.40	2581.60	>	30.04
繊維くず	52.83	0.12	440.25	6163.50	>	20.05
ゴムくず	63.24	0.52	121.62	1702.68	>	10.09

$$C=A \div B \quad D=C \times 14$$

※1 処理能力計算書で算出した各品目の数値を使用すること。

※2 嵩比重については環境省、日本産業廃棄物処理振興センター等の公的機関が発表している資料、あるいは事業所の実態に即した比重を証明する資料(実験データ)を用いること。